
横 浜 市

第 18 回道路高架下等利用計画検討会

(7-1)

議事次第

日 時 平成 27 年 9 月 15 日 (火) 14 : 00 ~ 15 : 00 (予定)

場 所 松村ビル別館 5 階 503 会議室

1 議事

- (1) 有効活用を図る場所の適地の審議
- (2) 利用計画の策定に関する審議
- (3) その他

2 席上配付資料

資料 1 第 18 回横浜市道路高架下等利用計画検討会 (7-1)
適地検討及び利用計画検討資料【別添図面集あり】

案件番号		1
適地 の 検 討	1 計画地の概要	<p>ア 区分 道路予定区域等（山下長津田線）</p> <p>イ 所在（地番） 緑区鴨居四丁目1050-2ほか</p> <p>ウ 面積 597.51平方メートル （利用者数の減少に応じた占用面積の変更可）</p> <p>エ 立地・交通 JR横浜線「鴨居駅」から南へ1000メートル</p> <p>オ 用途地域等 第1種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地域</p> <p>カ 接道 建築基準法第42条第1項第5号道路（位置指定道路）</p>
	2 周辺地域の概要	一般住宅のほかアパート等が混在する住宅地域
	3 建築の可否及び構造	建築不可
	4 利用用途についての道路管理者の考え方	まちづくりの観点、周辺の土地利用状況等との調和を保つ利用として、用途を駐車場とする。
	5 占用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用許可の開始日は、平成28年1月1日からとする。 ・ 原則として1年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・ 工事等着手までの間は、道路管理者との協議によって継続して使用することができる。 ・ ただし、本市が支障がないと判断した場合でも、原則として一の事業者は使用期間が連続して10年を超えることはない。
	6 区局等への意見照会結果	用途を駐車場とするため、意見照会は実施していない。
利 用 計 画 の 検 討	7 計画策定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用許可を受けた者が現存する照明等の設備及び舗装等の施設について維持管理（電球交換、清掃、修繕等）し、必要な費用負担（電気料金等維持管理に要する費用）をすること。 ・ 占用許可を受けたものは、占用許可の範囲以外で市が指示する土地の管理（清掃、除草、樹木の管理等）をすること。
	8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接道状況等から公募は行わず、当該地に至る位置指定道路の所有者を利用候補者とする。 ・ 現在の駐車場使用者が継続利用を希望する場合は、当面の利用について配慮すること。 ・ 道路建設のスムーズな着工のため新規契約（自動車から自転車（原付含む）への転換は新規契約とみなさない。）は結ばないこと。 ・ 利用期間中は、「道路建設（山下長津田線）の工事等着手までの暫定利用です。」という看板を掲示するとともに、その旨を書面で継続利用の契約者へ通知すること。